

杉並区パートナーシップ制度に関する規則

令和 5 年 4 月 14 日
規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 12 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定によるパートナーシップ制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(届出をすることができる者の要件)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- (1) 双方がともに成年に達していること。
- (2) 双方に、現に配偶者がなく、かつ、当該届出に係る相手方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- (3) 双方が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 734 条及び第 735 条の規定により婚姻をすることができない関係（パートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係を除く。）にないこと。
- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が杉並区内に住所を有すること。
 - イ 一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から 3 月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。
 - ウ 双方が届出の日から 3 月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

(パートナーシップ関係にある旨の届出)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の届出は、パートナーシップ届（第 1 号様式）及びパートナーシップ届出要件確認書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書その他現に婚姻していないことを証する書類であつて区長が適当と認めるもの
 - (3) 前条第 4 号イ又はウに該当する場合にあっては、届出の日から 3 月以内に杉並区内に住所を有することを予定していることを証する書類
 - (4) パートナーシップ届受理証（第 3 号様式。以下「受理証」という。）又はパートナーシップ届受理証（転入予定者）（第 4 号様式。以下「転入予定者受理証」という。）に第 12 条の未成年の子の氏名を記載すること希望する場合にあっては、子の記載に関する届出書（第 5 号様式）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による届出は、パートナーシップ関係にある者の双方が区長が指定する場所に赴いて行わなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、この限りでない。
- 3 区長は、第 1 項の規定による届出があったときは、当該届出をする者の双方について、本人であることの確認を行うものとする。
- 4 区長は、次の各号のいずれかの方法により、前項の規定による確認を行うものとする。
- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、運転免許証若しくは旅券又は官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは身分証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）のうちいずれか 1 以上の書類を提示させる方法

(2) 本人であることを確認するため区長が適当と認める書類のうちいずれか1又は2以上の書類を提示させる方法

(受理証の交付等)

第5条 区長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出をした者に受理証を交付するものとする。ただし、パートナーシップ関係にある者が第3条第4号イ又はウに該当する場合にあっては、転入予定者受理証を交付するものとする。

2 区長は、転入予定者受理証の交付を受けた者が第3条第4号アに該当することとなった場合において、第8条第1項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に受理証を交付するものとする。

(受理証カードの交付等)

第6条 条例第9条第3項の申請は、パートナーシップ届受理証カード交付申請書(第6号様式)により行わなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者にパートナーシップ届受理証カード(第7号様式。以下「受理証カード」という。)を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が第3条第4号イ又はウに該当する場合にあっては、当該者が同号アに該当することとなり、第8条第1項の規定による届出があった後に交付するものとする。

(公正証書等受理証の交付等)

第7条 受理証の交付を受けた者であって、パートナーシップ公正証書等受理証(第8号様式。以下「公正証書等受理証」という。)の交付を受けようとする者は、パートナーシップ公正証書等受理証交付申請書(第9号様式)にパートナーシップ関係にある者の双方が互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことについて合意した旨が記載された公正証書の正本又は公証人の認証を受けた私署証書(外国語で記載されたものを除く。以下同じ。)の原本を添えて申請しなければならない。この場合において、区長は、提出を受けた公正証書又は私署証書を複写した上で、その正本又は原本を返還するものとする。

2 前項の規定による申請は、パートナーシップ関係にある者の双方が区長が指定する場所に赴いて行わなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、この限りでない。

3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請をする者の双方について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

4 区長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に公正証書等受理証を交付するものとする。

(届出事項等の変更の届出)

第8条 転入予定者受理証の交付を受けた者は、第3条第4号アに該当することとなった場合には、届出事項等変更届(第10号様式。以下「変更届」という。)に第4条第1項第1号に掲げる書類及び転入予定者受理証を添えて、届け出なければならない。

2 前項の規定によるほか、受理証、転入予定者受理証、受理証カード又は公正証書等受理証(以下「受理証等」という。)の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、変更届(第3号に掲げる場合にあつては、子の記載に関する届出書)に区長が必要と認める書類を添えて、届け出なければならない。

(1) 第4条第1項の規定により届け出た事項に変更があった場合

(2) 公正証書等受理証の交付を受けている場合であつて、第7条第1項の公正証書又は私署証書の内容に変更があったとき。

(3) 受理証又は転入予定者受理証に第12条の未成年の子の氏名を新たに記載すること希望し、又はその記載を変更し、若しくは消除する場合

- (4) 受理証等に第13条に規定する通称名を新たに記載すること希望し、又はその記載を変更し、若しくは消除する場合
- 3 受理証等の交付を受けた者は、前項の規定による届出をした場合であって、当該受理証等の記載事項に変更があったときは、当該受理証等を区長に返還しなければならない。この場合において、区長は、新たに受理証、転入予定者受理証又は公正証書等受理証を交付するものとする。
- 4 区長は、第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証等の再交付)

- 第9条 受理証等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、パートナーシップ届受理証等再交付申請書(第11号様式)により、受理証等の再交付を申請することができる。
- (1) 受理証等を亡失し、又は滅失した場合
 - (2) 受理証等を汚損し、又は破損した場合
 - (3) 前条第3項の規定により受理証カードを区長に返還した場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた場合
- 2 前項第2号に掲げる場合の同項の申請には、当該受理証等を添付しなければならない。
- 3 区長は、第1項による申請があったときは、当該申請をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証等の返還)

- 第10条 受理証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、区長にパートナーシップ届受理証等返還届(第12号様式)を提出するとともに、当該受理証等(第4号の場合にあっては公正証書等受理証、第5号の場合にあっては発見し、又は回復した受理証等)を返還しなければならない。
- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき。
 - (2) 第3条各号の要件を満たさなくなったとき(同条第4号アに該当しないこととなった場合であって、パートナーシップ関係にある者の一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が転勤その他のやむを得ない事情により杉並区内に住所を有することができないものとして区長が定める場合に該当するときを除く。)
 - (3) 転入予定者受理証の交付を受けた者が第4条第1項の規定による届出の日から3月以内に第3条第4号アに該当することとならなかったとき。
 - (4) 公正証書等受理証の交付を受けている場合であって、第7条第1項の公正証書又は私署証書の内容に変更があり、同項の要件を満たさなくなったとき。
 - (5) 受理証等の再交付を受けた場合において、亡失した受理証等を発見し、又は回復したとき。
 - (6) パートナーシップ関係にある者のいずれか一方が死亡したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証等の返還請求)

- 第11条 区長は、次に掲げる場合には、受理証等の交付を受けた者に対し、当該受理証等の返還を求めることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により受理証等の交付を受けたことが判明した場合
 - (2) 受理証等を不正に使用した場合
 - (3) 第8条第1項の場合又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当するにもかかわらず、同条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は当該受理証等を返還しない場合
 - (4) 前条第1項各号のいずれかに該当するにもかかわらず、同項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は受理証等を返還しない場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた場合

(子の記載)

第12条 第4条第1項の規定による届出をするに当たって、パートナーシップ関係にある者の双方又は一方に生計を一にする未成年の子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親（同法第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）である当該者に委託されている児童を含む。以下同じ。）がある場合であって、受理証又は転入予定者受理証に当該子の氏名を記載することを希望するときは、当該子（当該子に別に親権を行う者又は未成年後見人がある場合にあつては、当該親権を行う者又は未成年後見人及び当該子）の同意を得た上で、当該子に係る住民票の写しその他の当該事実を証する書類を添えなければならない。受理証又は転入予定者受理証に当該子の氏名を新たに記載することを希望して第8条第2項の規定による届出をする場合も、同様とする。

(通称名の記載)

第13条 第4条第1項の規定による届出をするに当たって、パートナーシップ関係にある者の双方又は一方が受理証等に通称名（戸籍に記載又は記録がされている氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして日常生活又は社会生活において使用しているものをいう。以下同じ。）を記載することを希望するときは、当該通称名を日常生活又は社会生活において使用していることを証する書類を添えなければならない。受理証等に当該通称名を新たに記載することを希望して、又はその記載を変更するために第8条第2項の規定による届出をする場合も、同様とする。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月24日から施行する。